

令和5年11月20日
国土交通省関東地方整備局
建政部

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、株式会社大成コーポレーションに対し、宅地建物取引業法に基づく聴聞を実施します。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1917

不動産業適正化推進官 関 広克（せき ひろかつ）（内線：6110）

建設産業第二課 課長補佐 近藤 智之（こんどう ともゆき）（内線：6652）

宅地建物取引業者に対する聴聞の実施について

関東地方整備局は、下記のとおり株式会社大成コーポレーションに対し、宅地建物取引業法第69条第1項の規定に基づく聴聞を実施しますので、お知らせします。

なお、本聴聞は宅地建物取引業法の規定により公開にて行います。

記

- 1 期 日 令和5年11月29日（水）14時00分
- 2 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1
さいたま新都心合同庁舎2号館5階 共用大会議室501
- 3 被聴聞者 株式会社大成コーポレーション 代表取締役 鈴木 孝
- 4 予定される不利益処分の内容 宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示
- 5 不利益処分の原因となる事実の概要
株式会社大成コーポレーションの従業者は、平成27年9月から平成31年2月にわたり、自ら売主又は媒介として関わった埼玉県所在の10件の戸建て住宅及び集合住宅に係る顧客との契約締結において、真の売買価格を上回る金額が記載された売買契約書を作成し、金融機関に提出することにより、真の売買価格を上回る融資の承認を得させる不正な行為を行った。
係る行為は、業務に関し取引の公正を害するものであり、宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。
- 6 その他
 - (1) 関係人について
当該処分について利害関係を有し、当該聴聞に関する聴聞の手續に参加することを希望される方は、当該関係人の氏名、住所、電話番号及び当該聴聞に係る不利益処分について利害関係を有することを記載した書面（様式自由）により、令和5年11月24日（金）12時までに必着するよう申込み、主宰者から参加の許可を得る必要があります。
 - (2) 聴聞出席者について
行政手続法（平成5年法律第88号）第21条の規定により、被聴聞者（参加人を含む。）は、聴聞の出頭に代えて主宰者に対し、聴聞の期日までに陳述書及び証拠書類を提出することができるため、聴聞を被聴聞者の出席なく行うことがあります。
 - (3) 傍聴について
事前予約制とさせていただきます。
申込み方法は別添のとおりです。
 - (4) カメラ撮りは聴聞冒頭（被聴聞者の入室前まで）に限らせていただきます。

傍聴希望申込み手続きについて

傍聴を希望する方は、11月27日（月）17時までに必着するよう、下記登録先までメールにてお申し込みください。

メールによる申込みをいただいた後、11月28日（火）14時を目途に傍聴の可否を返信します。万が一、返信メールが来ない場合には下記の間合せ先までご連絡ください。

【登録・問い合わせ先】

国土交通省 関東地方整備局 建政部 建設産業第二課
不動産業第一係

TEL : 048-601-3151 (内線6656)

Eメール : ktr-kensan-mail@mlit.go.jp

※ 傍聴申込みのメールは、件名を「傍聴登録（11月29日聴聞）」とし、メール本文に必ずお名前、電話番号、メールアドレス及び報道関係者の方は社名をご記入願います。